

改正道路交通法に伴う認知症検査について

平成 29 年 3 月 12 日から改正道路交通法が施行されます。

改正後では、75 歳以上の方は全員、免許センターで講習予備検査（認知機能検査）を受講し

改正前と同様に第 1 から第 3 分類に判定されます。

第 1 分類と判定された高齢者全員に、医師の診断書提出あるいは公安委員会指定医による適性検査のいずれかが**必須**となります。

この診断書には、① 認知機能検査

② MRI 検査

③ 採血検査

などの検査結果の記載が必要となります。

現在、かかりつけ医から認知症の治療を受けている方は、かかりつけ医からの診断書を作成してもらうことになると思いますので、まずはかかりつけ医に相談してください。

かかりつけ医のない方は、電話で「運転免許の更新に伴う認知症検査」とお伝えの上で、予約にて検査を行っております。

なお、免許センターより検査の通知が来た方が、診断書を提出しない場合は免許が取り消しになりますので、ご注意ください。

リスクの高い運転者への対策

高齢運転者 対策の推進

1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

● 臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のとき
だけ受けることとされていた認知機能検査につ
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず
に、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、
新設された「臨時認知機能検査」を受けな
ければなりません。



【一定の違反行為の例】

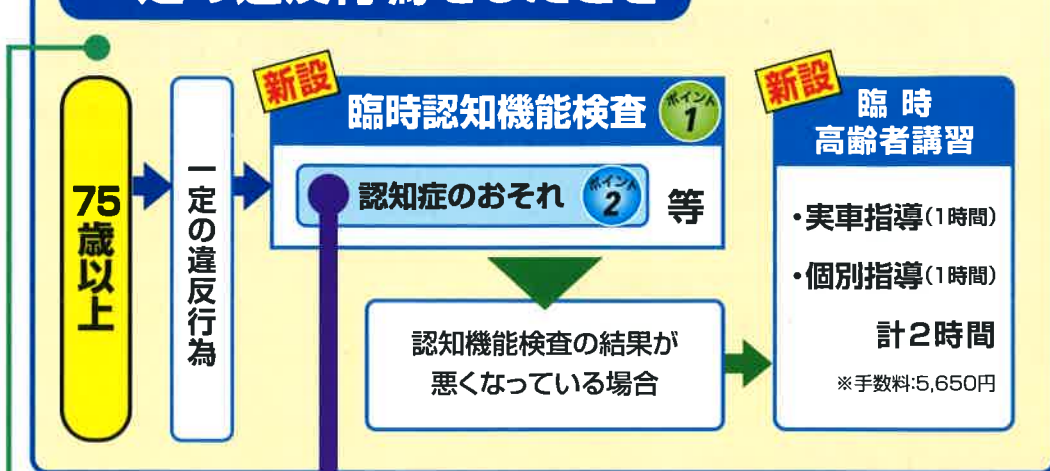
- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

● 臨時高齢者講習

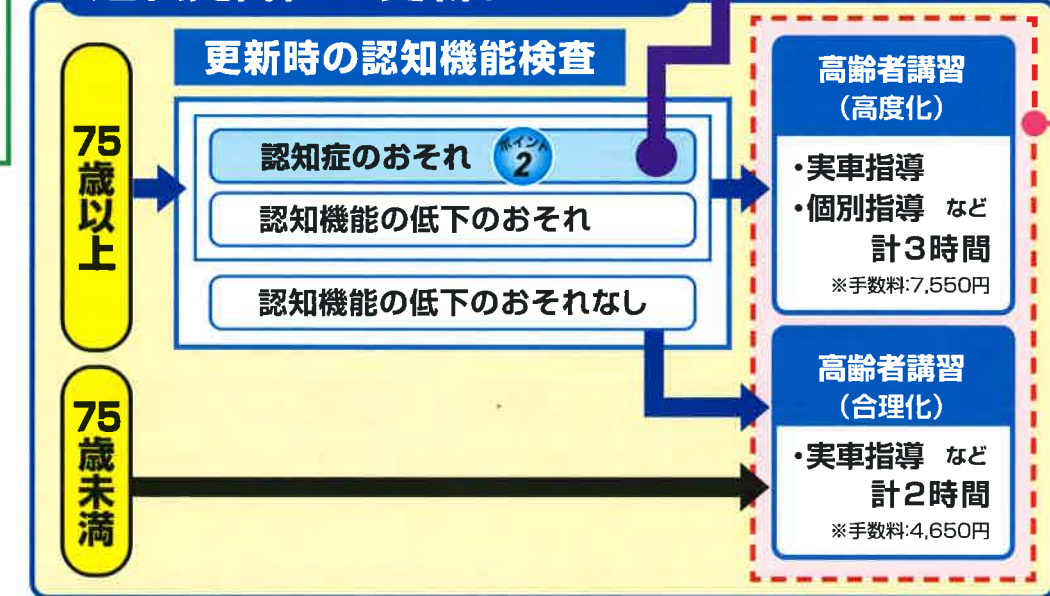
臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下
が運転に影響するおそれがあると判断され
た高齢者は、新設さ
れた「臨時高齢者講
習」(個別指導と実車
指導)を受けなければ
なりません。



一定の違反行為をしたとき



運転免許証を更新するとき



2. 臨時適性検査制度の 見直し

改正前と異なり、認知機能検査で認知症の
おそれがあると判定された方は、違反の有無を
問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検
査で認知症のおそれがあると判定された方
は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又
は、命令に従い主治医
等の診断書を提出しな
ければなりません。

※医師の診断の結果、認知
症と判断された場合は運
転免許の取消し等の対象
となります。



3. 高齢者講習の 合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低
下のおそれがないと判定された方に対して
は2時間に合理化(短縮)されます。その他
の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習
となります。

